

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	暮らし応援事業(原油価格・物価高騰対策)(事業費等)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、停滞する市内経済の活性化と市民の生活支援を図るため、商品券配布を行う。(事業費等) ②手数料、商品券取扱店舗換金交付金 ③総事業費 353,037千円 ・手数料(取次事務、集約事務、換金代金振込手数料等) 8,062千円 ・商品券取扱店舗換金交付金 10千円×22,242人(世帯主)+5千円×24,511人(世帯員)=344,975千円 ④市民、市内商店等	R8.4	R8.12
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	住民税非課税世帯暮らし応援事業(原油価格・物価高騰対策)(事業費)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、停滞する市内経済の活性化と住民税非課税世帯の生活支援を図るため、商品券配布を行う。(事業費) ②商品券取扱店舗換金交付金 ③総事業費 35,000千円 (交付対象経費35,000千円-16,441千円=18,559千円) ・商品券取扱店舗換金交付金 5千円×7,000世帯=35,000千円 ・収入:新潟県補助金(灯油購入費助成事業補助金)16,441千円 ④非課税世帯、市内商店等	R8.4	R8.12
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	住宅リフォーム等支援事業(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格や建築資材等の物価高騰の影響を受ける生活者の費用負担を軽減するため、断熱工事等の住宅リフォームや住宅取得を行う市民に対して支援を行う。 ②消耗品費、通信運搬費、住宅リフォーム等支援事業補助金、人件費 ③総事業費 56,478千円 ・消耗品費 43千円 ・通信運搬費(郵送料) 110円×1,236件≒136千円 ・住宅リフォーム等支援事業補助金 補助上限額300千円×180件=54,000千円 ・会計年度任用職員人件費 2,299千円 ④市民	R8.4	R9.3
4	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	ゼロカーボンアイランド推進事業(原油価格・物価高騰対策)(省エネ家電等購入促進事業・高効率エネルギー設備導入促進事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、省エネ性能の高いエアコンや高効率エネルギー設備等への買い換え・導入などを支援し、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図る。 ②手数料、省エネ家電等購入促進事業補助金、高効率エネルギー設備導入促進補助金 ③総事業費 30,368千円 ・振込手数料 110円×386件≒43千円 ・省エネ家電等購入促進事業補助金 補助上限額30千円×219件≒6,084千円 ・高効率エネルギー設備導入促進補助金 補助上限額150千円×167件≒24,241千円 ④市民	R8.4	R9.3
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ゼロカーボンアイランド推進事業(原油価格・物価高騰対策)(クリーンエネルギー導入促進事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者、事業者に対し、太陽光発電設備、蓄電池、薪ストーブ等の購入費を支援し、電気料の負担軽減を図る。 ②手数料、クリーンエネルギー導入補助金 ③総事業費 32,060千円 ・振込手数料 110円×52件+α≒10千円 ・クリーンエネルギー導入補助金 32,050千円 (事業者向け) ・LED照明:1,000千円×10件 ・太陽光発電設備:1kwあたり50千円(上限3,000千円)×4件≒12,875千円 ・EV充電インフラ設備:(普通充電)国交付基準1/2(上限175千円)×3件(急速充電)国交付基準1/2(上限300千円)×1件 (個人向け) ・太陽光発電設備:1kwあたり40千円(上限300千円)×11件 ・蓄電池設備:1kwhあたり30千円(上限300千円)×11件 ・V2H充電設備:国交付基準1/2(上限375千円)×2件 ・薪ストーブ:上限100千円×10件 ④市内事業者、市民	R8.4	R9.3
6	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	ゼロカーボンアイランド推進事業(原油価格・物価高騰対策)(電気自動車購入促進事業)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者、事業者に対し、電気自動車購入費を支援し、エネルギー費用の負担軽減を図る。 ②手数料、電気自動車購入費補助金 ③総事業費 4,001千円 ・振込手数料 110円×10件≒1千円 ・電気自動車購入費補助金 国交付基準1/2(上限400千円)×10件 ④市内事業者、市民	R8.4	R9.3

7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(原油価格・物価高騰対策)	①介護サービス事業所・障がいサービス事業所・児童福祉施設・医療施設のエネルギー価格及び食料品価格の高騰分に対して、各事業所ごとに基準額を決定し一律に支援を行うことにより、施設等の運営の安定化を図る。 ②消耗品費、手数料、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金、特別会計繰出金 ③総事業費 26,539千円 ・消耗品費 10千円 ・振込手数料 9千円 ・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金 26,520千円 介護サービス事業所:16,925千円(110事業所) 障がいサービス事業所:2,905千円(36事業所) 児童福祉施設 :2,375千円(7事業所) 医療施設 :3,575千円(1事業所) ・特別会計繰出金 - 介護サービス事業所:740千円(1事業所) ④介護サービス事業所、障がいサービス事業所、児童福祉施設、医療施設	R8.4	R8.11
8	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	リサイクル推進事業(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者、事業者に対し、生ごみ処理機の購入費を支援し、ごみ処理費用の負担軽減を図る。 ②生ごみ処理機設置補助金 ③総合政策課 21,200千円 ・事業者向け - 補助上限額4,000千円(補助率2/3)×5件=20,000千円 ・個人向け - 補助上限額60千円(補助率2/3)×20件=1,200千円 ④市内事業者、市民	R8.4	R9.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	佐渡出身学生応援ギフト事業(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける佐渡市出身島外在住学生に対し、米等の佐渡産品を送付することで、保護者及び学生本人の負担軽減を図る。 ②委託料 ③物品発送業務委託料 5,000千円 ・産品代:5,000円×700人=3,500千円 ・送料:2,000円×700人=1,400千円 ・諸経費:100千円 ④佐渡市出身島外在住学生	R8.4	R9.1
10	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	物価高騰等対策利子相当給付金事業(原油価格・物価高騰対策)	①物価高騰、人件費高騰、金利負担増大の影響を受け、資金繰りや事業継続が困難な事業者の負担軽減を図るため、融資額に応じた給付金を支給し、事業継続及び新規雇用の創出を図る。 ②物価高騰等対策利子相当給付金 ③総事業費 28,490千円 ・佐渡市制度融資:5,540千円(58件) ・新潟県物価高騰対策特別融資:7,550千円(53件) ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資):15,400千円(134件) ④市内事業者	R8.4	R8.11
11	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者車両維持支援事業(原油価格・物価高騰対策)	①原油価格・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況にある交通事業者に対し、車両維持経費の支援を行い、事業者の負担軽減による事業継続につなげるほか、公共交通車両の安全性確保を図る。 ②交通事業者車両維持支援事業補助金 ③総事業費 14,700千円 ・乗合バス:9,200千円(200千円/台×46台) ・タクシー:5,500千円(100千円/台×55台) ④路線バス事業者、タクシー事業者	R8.4	R8.12
12	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	船舶燃料費高騰支援事業(原油価格・物価高騰対策)	①原油価格高騰の影響を受ける海上運送事業者に対し、重油及び船舶用軽油の購入費支援を行い、負担軽減を図る。 ②船舶燃料費高騰支援事業補助金 ③総事業費 29,025千円 価格高騰分に使用量(9か月分)を乗じた額の2割を支援 ・カーフェリーA重油 - 基準額(R7.1~12):93.3円/L×8,600,000L=802,380千円 - 見込額(R8.1~12):98.3円/L×8,620,000L=847,346千円 - 差額(9か月分):847,346千円-802,380千円×9/12≒33,725千円(1) ・ジェットフォイル船舶用軽油 - 基準額(R7.1~12):88.3円/L×6,806,000L≒600,970千円 - 見込額(R8.1~12):105.4円/L×7,111,000L≒749,499千円 - 差額(9か月分):749,499千円-600,970千円×9/12≒111,397千円(2) ・支援額:((1)+(2))×20%≒29,025千円 ④海上運送事業者(佐渡汽船株式会社) 一の事業者に対し1,000万円以上の支援のため以下のリンク先HPに公表を行う。 https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2005/38452.html	R8.4	R9.3

13	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産振興事業(原油価格・物価高騰対策)(飼料価格高騰対策緊急支援事業)	①とうもろこしを主とする輸入飼料の価格高騰が、現在も高止まりの状態が続いている。これに加え、市内における配合飼料の自給率が低く、購入に頼っているため、経営に深刻な影響を及ぼしている。畜産農家の事業継続につなげるため、物価高騰対応事業として、飼料購入に係る経費の一部を支援する。 ②飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 ③総事業費 20,096千円 ・乳用牛 16千円/頭×218頭=3,488千円 ・肉用牛 16千円/頭×1,038頭=16,608千円 ④佐渡農業協同組合(畜産農家)	R8.4	R8.8
14	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産振興事業(原油価格・物価高騰対策)(牛乳消費拡大支援事業)	①物価高騰により飲用向け生乳の消費が落ち込んでいることを受け、市内乳業メーカーを支援することで販売価格を下げ、地域で生産された新鮮な生乳の地域消費を促進するとともに、市内乳業メーカー及び酪農家の経営安定化を図る。 ②牛乳消費拡大支援事業費補助金 ③総事業費 14,000千円 ・卸値価格差:62円(R4:218円、R7:280円) ・62円×218,680kg=14,000千円 ④市内乳業メーカー(株式会社佐渡乳業) 一の事業者に対し1,000万円以上の支援のため以下のリンク先HPIに公表を行う。 https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2005/38452.html	R8.4	R9.3
15	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域活性化に向けた泊食分離推進事業(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響や冬季に観光客が落ち込むことを受け、利用・消費が停滞する市内宿泊施設及び飲食店を支援するため、旅行商品利用者にクーポン配布を行う。 ②泊食分離推進業務委託料 ③泊食分離推進業務委託料 9,846千円 ・宿泊施設クーポン原資:500千円(500円×1,000枚) ・飲食店クーポン原資:1,000千円(1,000円×1,000枚) ・クーポン発行、精算関連経費:701千円 ・OTAランディングページ掲載費:5,500千円(2,860千円(12週間分)+2,640千円(16週間延長分)) ・広告費:1,650千円(330千円×5か月) ・事務費(販売状況報告、アンケート分析):495千円 ④市内宿泊施設・飲食店	R8.4	R9.1
16	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食食材費支援事業(原油価格・物価高騰対策)	①給食食材の高騰を受ける中、保護者の負担を増やすことなく、学校給食を円滑に実施する。(小学校については、給食費負担軽減交付金の基準額に基づく支援額を超える部分(物価高騰分)に対して市が補助金により支援) ②学校給食食材費支援事業補助金 ・小学校:給食費負担軽減交付金の基準額に基づく支援額を超える部分(高騰した分)の食材購入費(教職員は除く)に対する補助金 ・中学校:高騰した分の食材購入費(教職員は除く)に対する補助金 ③総事業費 54,321千円 ・小学校:380円/食-291円/食(給食費負担軽減交付金)=89円 89円/食×1,739人×197回=30,490千円+222千円(端数調整)=30,712千円 ・中学校:442円/食-330円/食(保護者負担額)=112円 112円/食×1,070人×197回=23,609千円 ④児童生徒	R8.4	R9.3
17	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金負担軽減事業(原油価格・物価高騰対策)(R7補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者に対し、水道基本料金の減免を行い、負担軽減を図る。 ②水道基本料金減免額、料金システム減額対応業務委託料、時間外勤務手当 ③総事業費 109,402千円 水道事業会計に繰り出し、「水道基本料金減免額」、「料金システム減額対応業務委託料」、「時間外勤務手当」に要する費用を交付対象経費とする。 ・水道基本料金(2か月分)減免額:108,399,000円(口径別基本料金×24,949件×2か月) ・料金システム減額対応業務委託料:420,000円×1.1=462,000円 ・時間外勤務手当:2,600円/h×8人×26h=540,800円 ④給水契約者(「国、県、市の公共施設」及び「市が委託料を支出している市指定管理施設」を除く)	R8.10	R8.11
18	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金負担軽減事業(原油価格・物価高騰対策)(R8補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者に対し、水道基本料金の減免を行い、負担軽減を図る。 ②水道基本料金減免額 ③総事業費 54,482千円 水道事業会計に繰り出し、「水道基本料金減免額」に要する費用を交付対象経費とする。 ・水道基本料金(1か月分)減免額:54,482,000円(口径別基本料金×24,949件×1か月) ④給水契約者(「国、県、市の公共施設」及び「市が委託料を支出している市指定管理施設」を除く)	R8.9	R8.9